

○活水女子大学 IR (Institutional Research) センター規程

第1章 総則

(設置)

第1条 本学に、IRセンター（以下、センターとする）を置く。

(目的)

第2条 センターは、活水女子大学における教育目標を達成するために、諸データ収集・分析とその結果による情報提供・助言等を行い、本学の教育改善を支援し、その充実に寄与することを目的とする。

(所管事項)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学生の学力実態と学習成果等の情報収集・分析
- (2) 新しい教育システムの調査および提案
- (3) 教育内容および教育方法の改善の支援・推進
- (4) その他センターの目的を達成するために必要な業務

第2章 組織

(組織)

第4条 センターは次の各号に掲げる者によって構成される。

- (1) 教務部長
- (2) 教養教育センター長
- (3) 事務長
- (4) 学長の指名する教職員
- (5) 自己点検・評価委員より若干名

その他、学長が必要と認めた者は会議に陪席することができる。

(センター長選出方法)

第5条 センター長はセンター員の中から学長が指名する。

(事務)

第6条 センターの事務は教務課の所管とする。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、教授会で審議し学長が行う。

附則 1

この規程は、2014年（平成26年）8月1日から施行する。

附則 2

この規程は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附則 3

この規程は、2022年（令和4年）9月26日から施行する。